浄化槽にも 定期健康診断が 必要です

法定検査

「浄化槽」は我が家のちいさな下水処理場
水洗トイレや台所などの排水をきれいにします。

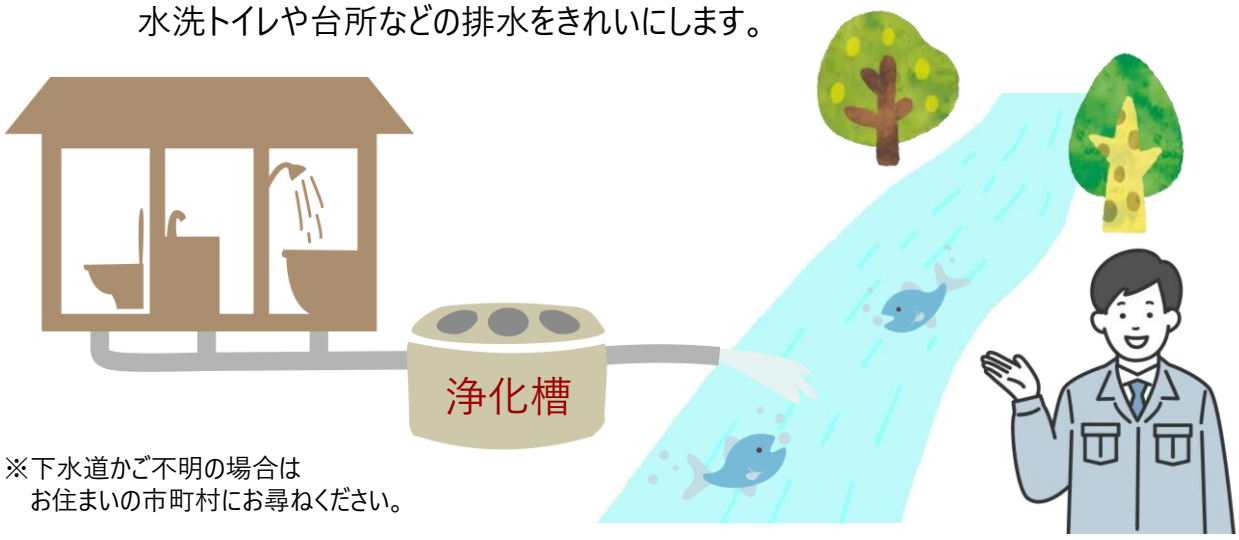

※下水道かご不明の場合は
お住まいの市町村にお尋ねください。



浄化槽も定期健康診断で長生き！

浄化槽には、日頃のメンテナンス（保守点検や清掃）と合わせて、年１回の法定検査が必要です。
長く浄化槽をお使いいただくためにもぜひ、受検をお願いします。

法定検査を受けなくてよいという業者は悪質な業者です。気を付けましょう。

法定検査のお申込みは

埼玉県知事指定検査機関
一般社団法人 埼玉県浄化槽協会
☎ ０４８－５０１－５７０７

埼玉県・市町村

法定検査Q&A



Q 水洗トイレですが、浄化槽なのか下水道なのか分かりません。

A 浄化槽のある庭先や駐車場などには２、3個のマンホールと送風機があります。



Q 法定検査を受けないとどうなりますか。

A 故障により多額の費用がかかったり、悪臭の発生などで近所に迷惑をかけることがあります。
また、知らないうちに川を汚してしまいます。



Q 保守点検業者が定期的に点検に来ます。法定検査は必要ないのではないですか。

A 「**保守点検**」は、機械の調整・修理、消毒薬の補充といったメンテナンスです。
「**法定検査**」は、総合的に浄化槽の機能診断を行い、最終的に水がきれいになったことを確認する検査です。
内容と目的が違いますので、どちらも必要です。

法定検査を受けなくてよいという業者は悪質な業者です。気を付けましょう。

Q 検査にはいくらかかりますか。

A 一般家庭用（10人槽以下）で6,000円です。

※消費税はかかりません。
※金額は人槽により異なります。詳しくは（一社）埼玉県浄化槽協会（☎048-501-5707）までお問合せください。

浄化槽に関するお問合せ

各市町村浄化槽担当課

埼玉県

- ☐ 北部環境管理事務所　☎ 048-523-2800
- ☐ 東部環境管理事務所　☎ 0480-34-4011
- ☐ 秩父環境管理事務所　☎ 0494-23-1511
- ☐ 越谷環境管理事務所　☎ 048-966-2311

環境部水環境課　☎ 048-830-3083
Fax 048-830-4773

彩の国 埼玉県


埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

※ このチラシは下水道に接続しているお宅にも配布される場合がありますが、ご容赦ください。

R8.07